

規制改革に関する重点項目

平成 11 年 3 月 17 日

自由民主党

行政改革推進本部

規制改革委員会

【前文】

経済の持続的成長を可能とする基盤をつくり出すためには、経済社会の構造改革をより一層強力に進めていかなければならず、そのための政策手段として規制改革の重要性は、より一層大きくなっている。

規制改革の推進による自由な競争を通じ、新たな産業・事業やサービスが生まれ、雇用の場が創出され、物価が抑制されるなどの効果があることを改めて認識する必要がある。

党行政改革推進本部は、昨年 11 月に、経済対策の一環として規制改革を議論し、それらは政府の施策に反映しつつある。また、12 月には、公的な基準・認証の分野に、民間ビジネス機会拡大と効率性向上等を趣旨として、民間参入の促進等を内容とする意見を政府に申し入れた。

今回、これらの取り組みに加え、以下のとおり、経済の活性化、少子化社会への対応、行政関連コストの削減などを念頭に規制改革重点項目を決定する。

【共通方針】

裁量性を極小化し、国民負担を軽減するための見直しの実施

・典型的な規制である許認可等について、申請者の負担を軽減することを趣旨として、裁量的要素を極小化するための審査基準の見直しを徹底する。

また、いわゆる通達行政の弊害を是正するため、規制の根拠を法律、政省令等のいずれに規定するのが適切かについて検討を行う。

以上についての、具体的取り組み方針につき、政府は早急に検討を進め、平成 11 年内を目途に、その結果を中間公表する。

【各論】

(労働省、郵政省、農林水産省関連)

ビジネス機会の拡大と効率的な検定等のための基準・認証への民間参入の促進等

・技術基準・規格への適合性評価を行う機関を政府が指定・認証する場合については、現在民法第34条の公益法人に限定されている場合がほとんどであるが、これらの分野に民間企業の参入を認めることなどにより、競争原理の導入を図ること等を中心に、平成10年12月に当行政改革推進本部は基準・認証の改革案を指摘した。それらのうち経済構造改革行動計画第2回フォローアップに記載された次の事項については、平成11年中に検討を完了し、その結果に基づき、法改正等所要の措置を速やかに講ずる。

- ・小型ボイラー等の個別検定代行機関（民法第34条法人の限定の解除について検討）
- ・特定機械等の検査代行機関（民法第34条法人の限定の解除について検討）
- ・漁船の工事完成検査後の認定、登録票の検認（第三者機関による認定、検認の導入を含めた検討）
- ・農機具の検定（三者協議会を設置し、以下の項目について検討）
 - 型式検査のあり方（同一型式の緩和、項目、提出資料の削減、日程の短縮）
 - 安全鑑定のある方
 - 補助事業、制度資金の要件

なお、特定無線設備の技術基準適合証明（民法第34条法人要件の見直しについて、可否も含め検討）については、平成11年度中に検討に着手し、平成12年7月を目途に結論を得た上で、必要な場合には法改正等所要の措置を講ずる。

(大蔵省関連)

国民負担の軽減と行政サービスの向上のための歳入・歳出手続の電子化の加速

・国の行政機関と金融機関との間において、現在書面により行われている各種歳出歳入事務について、遅くとも平成11年中に磁気データによる処理を可能とする措置について結論を得、可能な部分から逐次電子化を推進する。

PFIの導入促進のための国有財産の活用

・PFIの導入促進のための国有財産の活用を進めるとともに、具体的な要望を整理し引き続き検討する。

(文部省・人事院関連)

研究成果の社会還元を促進する国立大学教官の兼業規制の緩和

文部省及び人事院は、以下の方策を促進する。

- ・国立大学教官による技術移転機関(TLO)の役員兼業については、平成12年4月1日からこれを可能とするよう必要な措置を講ずることとし、一定の条件等の検討を早急に進め、平成11年9月末までにパブリック・コメント手続を開始する。
- ・ベンチャー企業等の役員兼業についても、直ちに検討に着手し、平成11年中に必要な論点の整理・公表を行い、産業界や関係者の意見、並びに関係省庁、学識経験者等の意見を聴取した上、平成11年度中を目標に結論を得て、必要があれば、速やかにパブリック・コメント手続を開始する。

(厚生省関連)

加入者の利益に沿った厚生年金基金、年金福祉事業団等の運用規制緩和

(1) 厚生年金基金等の運用規制緩和

・厚生年金基金及び国民年金基金の自家運用について、自己責任原則に基づき、資産規模規制を撤廃するとともに、投資信託、株式のインデックス運用等を含め幅広く運用対象とする。

(2) 年金福祉事業団等の運用規制緩和

・年金福祉事業団(年金資金運用基金、仮称)の運用を効率化するため、特定信託スキームを利用して投資顧問会社が直接参加できるようにする。

子育ての環境を向上させる保育サービスの規制緩和

(1) 認可保育所への民間事業者の参入

・都市部を中心とした待機児の解消を図る観点から、認可保育所の設置主体について、民間事業者の参入を認めることについて検討を行い、平成11年度早期に結論を得る。

(2) 保育所の設置・運営の弾力化

・保育所における調理室の必置規制について、平成10年の児童福祉施設最低基準の見直しの実施状況も踏まえながら、引き続き緩和を検討する。
また、夜間保育所の設置の一層の促進に向けた対策を検討し、11年度中に結論を得る。

(3) 利用しやすい保育所

・速やかに保育の可否を審査・決定するよう市町村を指導するなど、速やかな入所決定が行われるような仕組みを早急に検討し、平成 11 年中に改善措置を講ずる。

(4) 利用者への直接補助方式の検討

・長期的には、多様な事業者間の対等な競争の促進等を通じ保育所の利用者の選択を広げる観点から、利用者への直接補助も加える方式の導入ができないか、その可否について検討する。

(通産省関連)

安全保障貿易に関する規制緩和

・安全保障貿易管理上の許可申請手続については、申請書に不備が無い限りこれを受理し、遅滞なく申請の審査を開始し、3 か月以内に結論を出すこととし、3 か月を超える場合には、事前に申請者にその旨を伝えることとする旨、通達において明文化する。

・規制対象となる貨物・技術については、関係政省令・通達でその範囲を一層明確化するとともに、「火薬又は爆薬の安定剤」については、輸出管理便覧に記載されている規制対象品目を「輸出貿易管理令の運用について」の中で具体的に例示する。

・暗号製品に関する輸出規制については、平成 10 年 12 月のワッセナーアレンジメント会合での最終合意を踏まえ、包括許可に係わる規定も含め改正作業を進める。

・暗号技術を用いた貨物や役務を提供したものに對し、当該情報を何ら変更することなく、また、暗号技術を付加することなく再輸出する場合、日本に輸入された貨物を輸入元の者に対し修理・返品のために再輸出する場合については、輸入元の国が十分な審査を行った上で許可を行っていることを前提として、審査の簡素化を図る。

・役務取引に関する許可申請窓口を各地の通商産業局に拡大すること、郵送による申請手続を簡素化すること等を検討する。さらに、輸出許可申請の電子申請化を進める。

(郵政省関連)

電気通信端末機器及び特定無線設備の技術基準適合認定/証明制度の改善

・平成 11 年 3 月から新たに導入される工事設計により認証する制度及び認定点検事業者の点検結果を活用する制度の運用状況を当面見守ることとし、必要に応じ更に検討を加えるものとする。

(労働省関連)

雇用の需給調整機能を強化するための規制緩和

(1) 有料職業紹介事業の自由化

・有料職業紹介事業の取扱職業の更なる拡大について、中央職業安定審議会の答申を得て、速やかに所要の法改正等を行い、実施に移す。また、「国外にわたる職業紹介」事業の取扱職業の在り方については、有料職業紹介事業の取扱職業の更なる拡大に係る検討の一環として、引き続き検討を進める。

(2) 職業紹介事業と労働者派遣業の兼業規制の見直し

・職業紹介事業と労働者派遣事業の兼業に係る許可要件について、引き続き検討を進め、中央職業安定審議会の答申を得た上で、速やかに所要の措置を講ずる。

以 上